

里親等委託の推進について
(中間報告【案】)

令和 8 年 1 月 日

東京都児童福祉審議会

里親等委託の推進について（中間報告）

目 次

はじめに	1
第1章 里親等委託の現状	2
1 里親等委託率・委託児童数の推移	2
（1）里親等委託率の推移	2
（2）里親等委託児童数の推移	2
2 登録家庭数・委託児童数の状況	3
3 現状分析	3
（1）養育家庭の状況	3
（2）養子縁組里親の状況	4
（3）ファミリーホームの状況（定員数、委託児童数、ホーム数の推移）	6
（4）養育家庭に委託中の児童の年齢等	6
（5）年齢区分別 里親等委託率	7
第2章 里親等委託の推進における課題	8
1 制度運営上の課題	8
（1）未委託家庭に委託を進めるための仕組みの整備	8
（2）養育者となる人材の確保	8
（3）大都市の住宅事情	9
2 里親への支援上の課題	9
（1）共働き家庭の増	9
（2）専業養育者としての措置費水準の確保	10
（3）継続支援のための体制の確保	10
3 児童への支援上の課題	11
（1）ケアニーズの高い児童の増加	11
（2）子供の意見・意向の尊重	12
（3）施設入所児童の継続入所・措置変更の検討	12
4 児童相談所におけるソーシャルワーク上の課題	12
（1）実親の同意を得るための工夫の共有	12
（2）パーマネンシー保障のためのソーシャルワークを支える体制の確保	12
（3）子担当が里親等委託を検討・調整するための環境の整備	13

第3章 里親等委託の推進に向けた取組について（中間報告）	14
取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し	14
論点1 養子縁組里親登録家庭への働きかけ（二重登録）	14
論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用	15
論点3 フレンドホーム制度の積極活用	16
論点4 施設から里親等への措置変更の促進	17
論点5 大都市特性に合わせた制度運営	18
論点6 ファミリーホームの設置促進	18
論点7 里親・ファミリーホームへの費用支弁	19
取組2 里親家庭への支援の充実	21
論点1 里親向け子育て支援サービスの充実	21
論点2 里親・委託児童・里親家庭の実子への支援の充実	21
論点3 フォスターリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターの検討	23
取組3 特別養子縁組に関する取組の推進	24
論点1 代替養育における特別養子縁組の検討	24
論点2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討	25
論点3 乳児院の体制拡充	25
論点4 縁組成立後の継続支援	26
取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進	28
論点1 児童相談所の体制強化	28
論点2 待機中の里親へのショートステイの委託	29
論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化	30
第4章 令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点	31
1 今後の検討に向けた総論	31
2 フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営	31
3 包括的な里親支援体制・機能の拡充	31
4 里親・ファミリーホームと社会福祉法人等との連携	32
5 家庭養育専門チーム（仮称）の設置	32
6 その他	32

はじめに

- 都内では、虐待や、実親による養育が困難などの理由により、公的責任において社会的に養護（社会的養護）をすることを必要とする児童数が、約4,000人で推移している。
- こうした子供たちが健やかに育ち自立できるよう、令和2年度から令和11年度までを計画期間として、都の社会的養育全体の方向性を示す「東京都社会的養育推進計画」を策定し、子供の最善の利益を最優先に施策を進めてきた。
- 計画策定後の社会的養育を取り巻く状況変化や児童福祉法の改正を踏まえ、令和7年3月に新たな「東京都社会的養育推進計画」を策定、児童と家庭を支える取組をさらに推進していくこととしている。
- 計画では、「家庭養育優先原則^{*1}」と「パーマネンシー保障^{*2}」の2つを計画全体を貫く共通の考え方として位置付け、子供が権利の主体であることを踏まえて、本人の意向を尊重しながら、代替養育を必要とする子供たちについては、家庭と同様の環境における養育の推進を目標とし、社会的養護を必要とする子供のうち、里親やファミリーホームといった家庭養護のもとで暮らす子供の割合を示す「里親等委託率」を、令和11年度までに37.4%とすることを目標としている。
- こうした認識のもと、令和7年7月、東京都児童福祉審議会に、里親等委託の推進について審議するための専門部会を立ち上げ、東京都の里親等委託推進に向けた現状と課題を確認するとともに、計画に掲げた取組の方向性の具体化と、施策のさらなる充実に向け、検討を行ってきた。
- この検討は、令和7年度及び令和8年度の2か年に渡り行うこととしているが、里親等委託の推進に向けた当面の取組の方向性と令和8年度に向けて引き続き検討を要する論点について、中間報告を行うものである。

*1 家庭養育優先原則：地方公共団体は、子供が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされている。（児童福祉法第3条の2第1項）

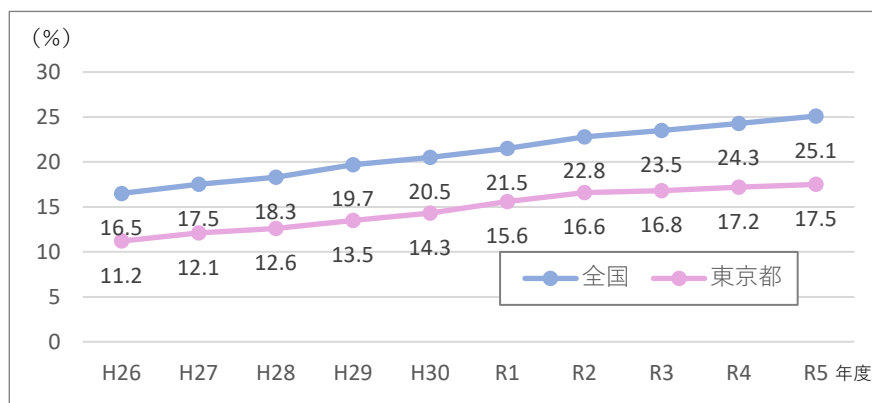
*2 パーマネンシー保障：永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

第1章 里親等委託の現状

1 里親等委託率・委託児童数の推移

(1) 里親等委託率の推移

- 都内における里親等委託率は上昇傾向にあるが、全国平均よりは低く推移している。

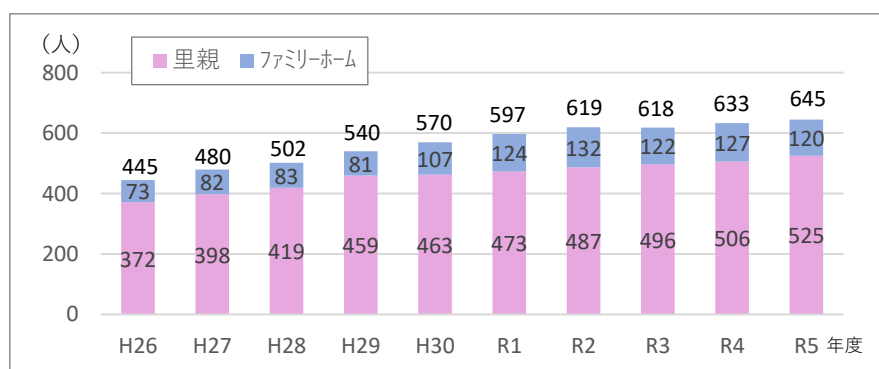


全国：厚生労働省「福祉行政報告例」 東京都：福祉局調べ
※各年度末時点、都区合計

※ 「里親等委託率」とは、代替養育を必要とする児童数に占める里親・ファミリーホーム委託児童数の割合をいう。

(2) 里親等委託児童数の推移

- 都内における委託児童数は、増加傾向にあるが、伸びは緩やかに推移している。



福祉局調べ
※各年度末時点、都区合計

2 登録家庭数・委託児童数の状況（令和5年度末現在）

- 里親制度の種別ごとの登録家庭数、委託家庭数、委託児童数は、以下のとおりである。

種別	登録家庭	委託家庭	委託児童	
養育家庭	801	383	445	要保護児童を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する里親として登録された家庭
専門養育家庭	19	5	5	専門的ケアを必要とする要保護児童を、一定期間養育する里親として登録された家庭
親族里親	17	17	52	死亡、行方不明などにより両親等保護者の養育が望めない場合に、祖父母等の親族が里親となりその児童を養育する家庭
養子縁組里親	448	49	23	要保護児童を、養子縁組を目的として養育する里親として登録された家庭
里親登録数 計	1,285	454	525	
ファミリーホーム	(ホーム数) 30	—	120	養育家庭等の一定経験のあるものが、自宅で5人又は6人の児童を養育する事業

※特別区の登録家庭数、委託家庭数、委託児童数を含む。

※専門養育家庭 19 家庭は、養育家庭としても登録している。

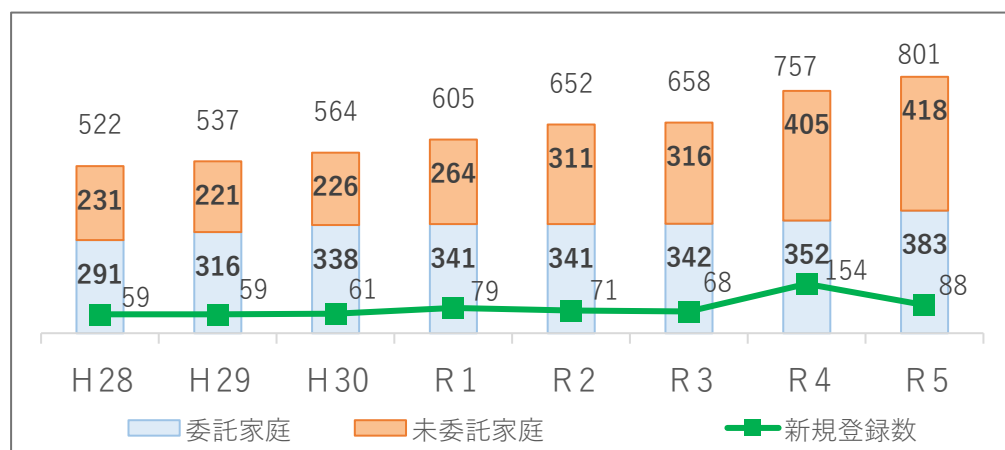
※養子縁組里親 448 家庭のうち 75 家庭は、養育家庭としても登録している（二重登録）。

3 現状分析

(1) 養育家庭の状況

ア 委託家庭数、未委託家庭数、新規登録家庭数の推移

- 登録家庭数は着実に増加する一方で、委託家庭数の伸びは緩やかに推移している。
- 未委託家庭数は増加している一方、一部でマッチングが進まない現状があり、養育家庭委託候補児童のうち、マッチングに至っていない児童が、令和7年6月現在で28件存在している。

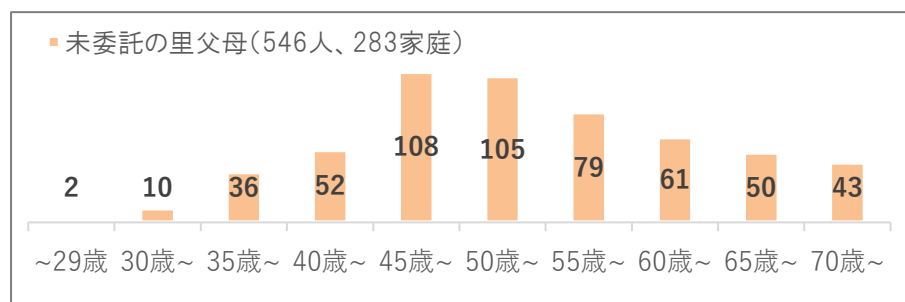


福祉局調べ（※各年度末時点、都区合計）

イ 登録者の年齢、就労状況

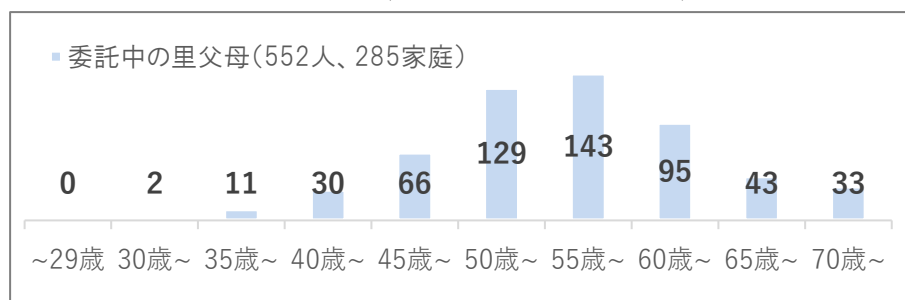
- 未委託家庭、委託中家庭共に、40代後半から50代が多数を占めており、続いて60代前半が高い割合を占めている。
- 未委託家庭、委託中家庭共に、共働き家庭の割合が高くなっており、特に未委託家庭は、7割以上が共働き家庭となっている。

■養育家庭登録者の年齢（未委託家庭）



福祉局調べ（※各年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

■養育家庭登録者の年齢（児童を受託中の家庭）



福祉局調べ（※各年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

■養育家庭登録者の就労状況

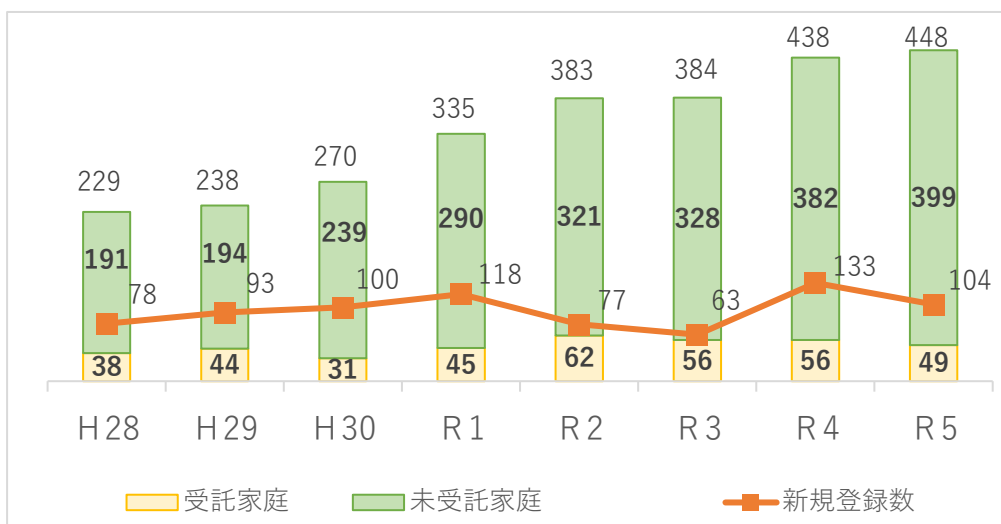
（単身者除く）	未委託 263 家庭	委託中 267 家庭	合計 530 家庭
片働き又は無職	70 家庭	99 家庭	169 家庭
共働き	193 家庭(73%)	168 家庭(63%)	361 家庭(68%)

福祉局調べ（※各年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

（2）養子縁組里親の状況

ア 委託家庭数、未委託家庭数、新規登録家庭数の推移

- 毎年100家庭程度の新規登録があり、登録家庭数は増加している。
- 一方で、養子縁組里親委託候補児童数には大きな変動はなく、委託家庭数は50件程度で推移しており、未委託家庭が増加している。

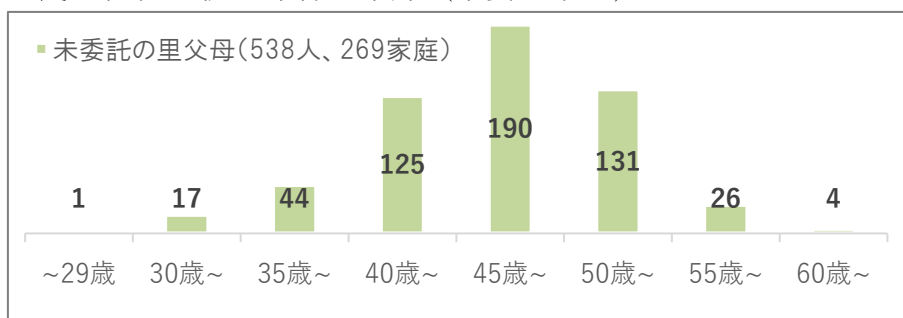


福祉局調べ（※各年度末時点、都区合計）

イ 登録者の年齢、就労状況

- 未委託の養子縁組里親登録者の年齢は、40代から50代が大半を占めている。
- 現役世代が中心であり、共働きの比率が高くなっている。
- 養子縁組里親委託候補児童の成人までの期間を考慮すると、高齢夫婦へのマッチングは限定的となっている。

■養子縁組里親登録者の年齢（未委託家庭）



福祉局調べ（※各年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

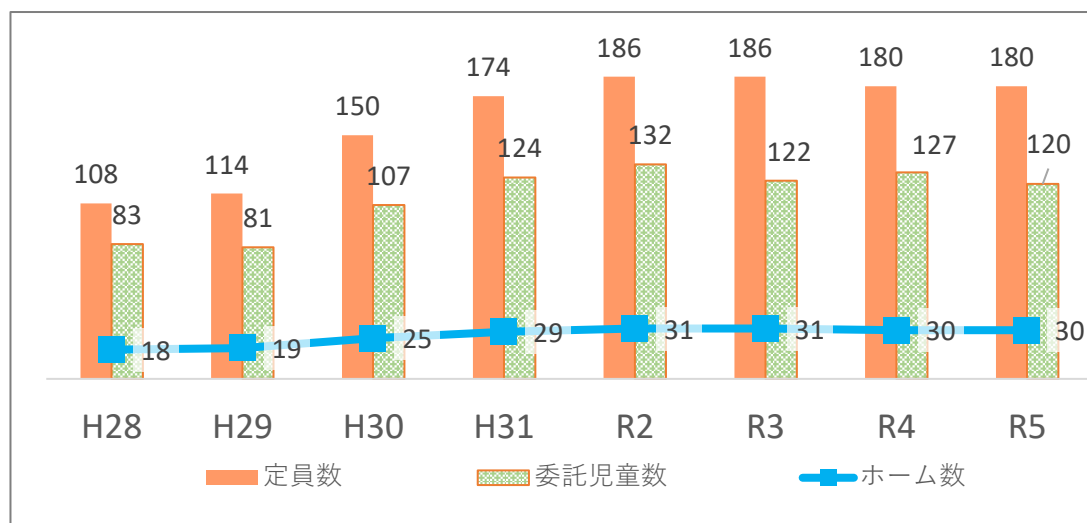
■養子縁組里親登録者の就労状況

	未委託 269 家庭
片働き又は無職	33 家庭
共働き	236 家庭(88%)

福祉局調べ（※各年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

(3) ファミリーホームの状況（定員数、委託児童数、ホーム数の推移）

- 定員 6 人に対し、各ホームの平均受託児童数は 4 人前後で推移している。
- 令和 7 年 1 2 月現在のファミリーホーム数は、27 ホームに減少している。

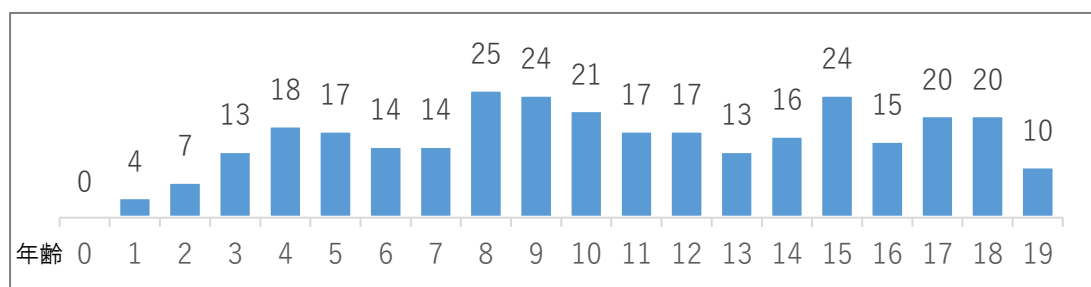


福祉局調べ（※各年度末現在、里親型・法人型合計、特区合計）

(4) 養育家庭に委託中の児童の年齢等（令和 5 年度末）

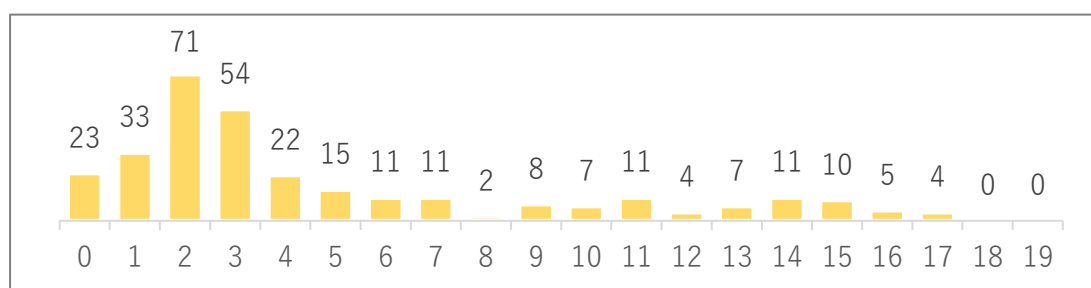
- 養育家庭に委託中の児童について、現在の年齢別人数では、概ね均等に分布しているが、委託時点では、乳幼児期から就学前までが多くなっている。

■養育家庭に委託中の児童の年齢別人数



福祉局調べ（※令和 5 年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

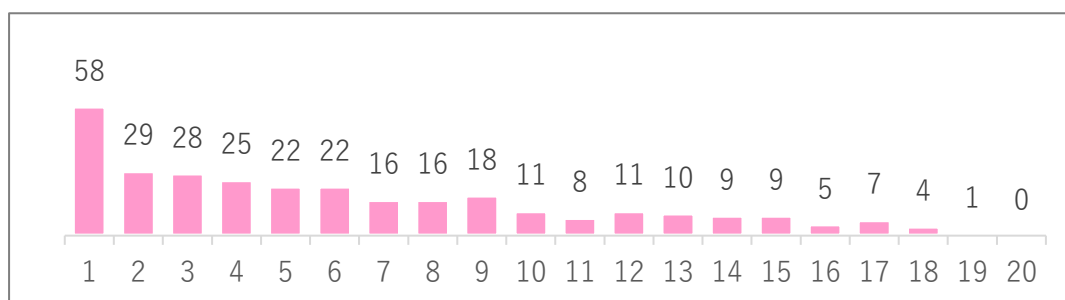
■養育家庭に委託中の児童の委託時年齢別人数



福祉局調べ（※令和 5 年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

- 養育家庭に委託中の児童について、措置年数別に見ると、1年目が最も多く、2年目以降、年数が増えるごとに少なくなっている。

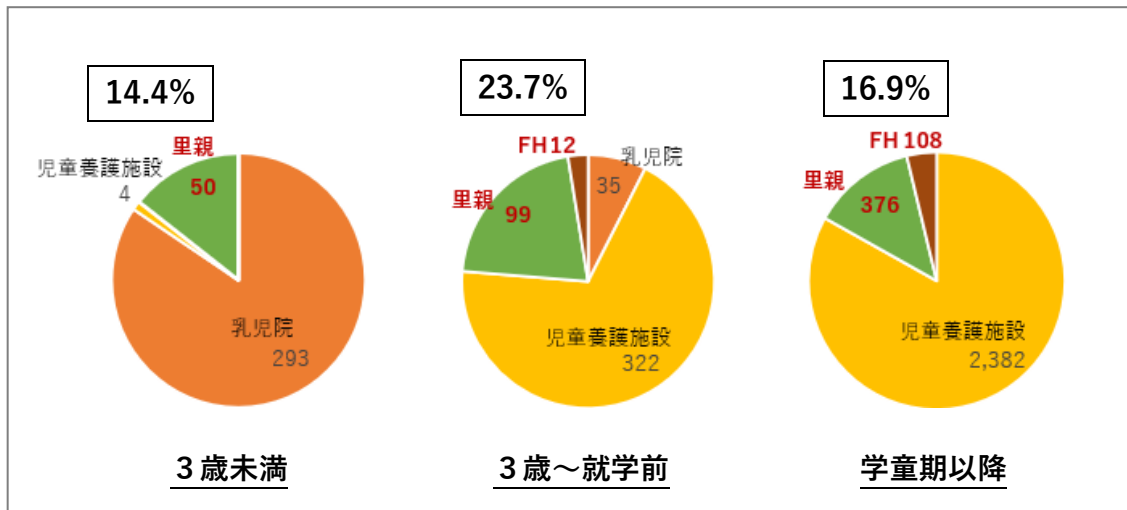
■養育家庭に委託中の児童の措置年数（里親家庭での養育年数）別人数



福祉局調べ（※令和5年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

（5）年齢区分別 里親等委託率（令和5年度末）

- 3歳未満の児童の里親等委託率は低く、代替養育を必要とする児童のうち、約85%が乳児院に入所措置されている。
- 3歳から就学前の児童の里親等委託率は、他の年齢層に比較して高い水準にある。
- 学童期以降の児童の里親等委託率は、再び低くなっている。



福祉局調べ（※令和5年度末時点、都区合計）

第2章 里親等委託の推進における課題

1 制度運営上の課題

(1) 未委託家庭に委託を進めるための仕組みの整備

- 新規の里親登録は毎年一定数あり、養育家庭、養子縁組里親ともに登録家庭数は増加傾向にあるが、里親に委託される児童数の伸びは緩やかであり、委託を受けていない家庭は増加している。
- 一方で、養育家庭委託候補児童の中には、なかなかマッチングに至らない児童が一定数おり、未受託の里親のための取組が不十分であることが、マッチングに至らない一つの要因と考えられる。
- 養育家庭については、登録家庭の約半数が未受託となっており、委託が進まない理由として、養育経験が不足していることにより、養育力に不安があることや里親の育成に関する課題、マッチングをめぐる課題があることなどが考えられる。
- また、養子縁組里親については、養子縁組委託候補児童となる児童の数は限られることから、登録家庭数は着実に増加している一方で、養子縁組里親として児童を受託している家庭は1割程度と限定的である。
- 未受託の家庭が養育経験を少しずつ積みながら、養育力を向上していくための取組が求められる。
- 可能な場合、養子縁組里親が養育家庭としても登録をする二重登録の促進や、児童養護施設又は乳児院の入所児童に家庭での生活体験を提供するフレンドホーム制度と養育家庭制度の連携など、未受託の家庭の活躍に向けたより一層の取組が必要である。
- なお、養育家庭委託候補児童がマッチングに至らない理由については、里親側の事情だけでなく児童側の視点も忘れてはならず、里親側の受け入れ条件や希望に対して、児童側のケアニーズがミスマッチとなっていることやそれらの調整の課題も要因として考えられるが、児童への支援上の課題として後述する。

(2) 養育者となる人材の確保

- 代替養育が必要な児童の年齢や背景、状況は様々であり、里親等への委託の促進には、様々なニーズに応じた多様な里親の開拓が求められ、更なる里親登録数の拡大が必要である。
- 代替養育を必要とする児童の支援に当たっては、親族等による養育の可能性をより検討する必要がある。また、親族が扶養義務者として養育をしている場合でも、行政の支援を必要としている家庭もある。しかし、都では親族里親制度が積極的に活用されていない状況がある。
- ファミリーホームの設置数は減少しており、また、定員6人に対して、都内各ホームの受託児童数は平均4人程度となっている。ファミリーホームの現状や養育の成果、運営上の課題を整理し、ファミリーホーム制度の活用に向けた検討が求められる。
- 特に法人型のファミリーホームについては、ファミリーホームから地域小規模児童養護施設（グループホーム）へ転換する例が相次いでおり、両制度の整理と、ファミリーホームの設置促進に向けた課題の検討が求められる。

(3) 大都市の住宅事情

- 里親家庭の住居は、世帯の人数に応じた一定の面積基準等を設けているが、東京という大都市の住宅事情が障壁となることがある。

2 里親への支援上の課題

(1) 共働き家庭の増

- 共働き家庭が大半を占める中で、里親としての児童の養育と仕事の両立に対する様々な支援が求められる。休暇制度の充実なども重要であるが、里親制度に対する企業の理解が進んでいない状況がある。
- 育児家事援助者の派遣など、里親への子育てサービス等の支援の充実のほか、里親の養育の悩み等に対して夜間や休日でも対応ができる仕組み・体制づくりなど、相談支援の充実が求められる。

(2) 専業養育者としての措置費水準の確保

- ファミリーホームにおいては、専業での養育者が必要となるが、必要な職員配置にふさわしい措置費の水準はどうあるべきか、検討が求められる。
- 養育家庭制度における専業での養育者についてどう考えるか、その場合の措置費の水準はどうあるべきか、検討が求められる。

(3) 継続支援のための体制の確保

- 里親等委託の推進に当たっては、委託がゴールではなく委託後の養育の安定に資する継続支援こそが重要である。不調による度重なる養育者の変更を避けるためにも、委託後の養育、自立支援などに係る継続支援の視点が欠かせない。
- 現在のチーム養育体制に不足があるとすれば、どのような点があるか、児童相談所、フォスタリング機関*3、乳児院や児童養護施設等の施設を含めて、各関係機関の機能と役割について、改めて検討が求められる。
- 関係機関の機能を充実するためには、関係機関の人材確保に加えて、定着・育成により、経験やノウハウを蓄積していくことが重要である。
- 養育者の養育力の向上は、未受託の家庭だけの課題ではない。受託中の家庭の養育者・補助者の育成や、チーム養育体制全体のレベルアップのためにも、研修や継続支援の中で関係機関が関わり続けることが重要である。
- 令和6年4月の児童福祉法改正で制度化された里親支援センターについては、東京の実情を踏まえた包括的な里親支援体制や機能の検討が求められる。

*3 フォスタリング機関：里親のリクルートや里親に対する研修、委託中の養育への支援並びに里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行う。

3 児童への支援上の課題

(1) ケアニーズの高い児童の増加

- 情緒面・行動面で課題を抱え、心理的・治療的ケアなど専門的な支援を必要とするケアニーズの高い児童が増えており、経験を積んだ専門人材が専門性の高いケアを行う施設での養育が望ましい児童も一定数存在する。
- 一方、里親家庭の抱える養育の不安や悩みなどに対して、里親の養育力向上のための取組とともに、社会的養護における地域の拠点となる施設の機能も活かして地域で気軽に相談ができるバックアップ体制を構築することなどにより、里親家庭での受入れの可能性が広がる可能性もある。
- そのため、相談体制やレスパイトケア^{*4}など、里親子に寄り添った支援の在り方について、どのように提供していくべきか、検討が求められる。
- 虐待によるトラウマや愛着障害等の課題を抱え、専門的な支援を必要とするケアニーズの高い児童については、チーム養育体制の中で、各関係機関がどのように方針や情報を共有し、連携することができるかが、より一層重要な課題となる。
- 都では専門養育家庭に委託している児童の数は限定的である。専門的ケアを必要とする児童の委託の現状と課題、専門養育家庭の在り方について、検討が求められる。
- 一方、養育家庭委託候補児童がマッチングに至らない理由や、そもそも候補にも挙がらないケースの理由については、児童のケアニーズが高いことによるのか、家庭養育優先原則が徹底されず調整や検討が不十分であることによるのか、明確ではない。
- 児童相談所において、養育家庭委託候補児童や養子縁組里親委託候補児童として推薦するプロセスや、候補児童の情報を都内の児童相談所で共有してマッチングを行うプロセスについて、検証を行うことも重要である。

^{*4} レスパイトケア：委託児童を養育している里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助

(2) 子供の意見・意向の尊重

- 子供が権利の主体であることを踏まえて、委託児童本人はもちろんのこと、里親家庭の実子の意見も聞き、意向を十分に尊重した養育や支援の在り方について、検討が求められる。

(3) 施設入所児童の継続入所・措置変更の検討

- 都では学童期以降の里親等委託率は特に低い状況がある。
- 児童本人の意向や、施設養育に期待することを整理の上で、児童の最善の利益の視点に立って、養育家庭への措置変更の不断の検討が求められる。
- 一方、3歳未満から就学前までの児童についても、里親等委託率の状況を踏まえて取組を進める必要がある。乳児院の機能や役割を踏まえつつ、乳児院を退所した児童の措置解除や措置変更の状況を分析し、今後の取組に活かしていくべきである。

4 児童相談所におけるソーシャルワーク上の課題

(1) 実親の同意を得るための工夫の共有

- 里親委託への実親の同意が得られないケースがある中で、実親の同意を得るための説明にはどのような工夫が必要か、そのためのノウハウが十分に共有されていない状況がある。

(2) パーマネンシー保障のためのソーシャルワークを支える体制の確保

- 児童のパーマネンシー保障を実現するためには、児童相談所において組織的に理解を共有し、家庭から分離した時点から児童のパーマネンシーを意識したソーシャルワークを行うことが必要となるが十分に体制が確立していない。
- 里親委託や施設からの措置変更に当たっては、児童本人をはじめ、里親、実親、施設、児童相談所関係者それぞれにとってのハードルがあり、それら乗り越えるためのソーシャルワークが必要である。

(3) 子担当が里親等委託を検討・調整するための環境の整備

- 里親等委託に至る前の検討の段階で、子担当の児童相談所が中心となって検討、調整するため、必要な環境やプロセスをどのように整えればよいか、検討が求められる。

第3章 里親等委託の推進に向けた取組について（中間報告）

取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

論点1 養子縁組里親登録家庭への働きかけ（二重登録）

（1）現状・これまでの取組

- 養子縁組里親に対して養育家庭としての委託もできるよう、養子縁組里親と養育家庭の両方に里親として登録をする、二重登録を運用している。
- 従前、二重登録の家庭に対しては、主たる登録である養子縁組里親としての受け入れに支障のないよう、短期の養育家庭候補児童に限りマッチングを行っていたが、令和6年6月より、二重登録している養育家庭に対して、長期の委託も可能とする制度に変更した。
- 養子縁組里親登録希望者には、登録申請時に二重登録について説明し登録を促しているが、積極的な登録には至っていない。

（2）課題

- 養子縁組里親は、登録家庭数に対して養子縁組の候補となる児童が少ないことなどから、マッチングに至らない家庭が多く存在している。
- 養子縁組里親は、低年齢児の受託を希望する家庭が多く、二重登録家庭であっても、養育家庭としての高年齢児とのマッチングは進んでいない。
- 低年齢児が中心となる特別養子縁組については、成人までの期間を考慮し、高齢夫婦へのマッチングは限定的となっている。

（3）当面の取組の方向性

- 以下について、都として児童相談所やフォスティング機関と共通認識としていくことが望まれる。
 - ・ 養子縁組里親希望者に対しては、登録の相談の時点から、二重登録を基本として説明すること。
 - ・ 夫婦共に一定の年齢になったら、二重登録や養育家庭への切り替えを視野に、里親の意向を確認すること。
 - ・ 既に二重登録をしている家庭には、里親の年齢等を考慮しながら、受託を

希望する児童の年齢等、条件の見直しを働きかけるなどし、養育家庭としての委託や、一時保護の委託を促進すること。

- ・ 二重登録に当たっては、特別養子縁組と養育家庭の制度・目的の違いについて、理解を深められるよう丁寧に説明を行うとともに、里親の理解度や考え、思いを十分に受けとめ、確認すること。

論点２ 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用

（１）現状・これまでの取組

- 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であり、一定の要件を満たす要保護児童を養育するものを「親族里親」として制度を運用している。
- 都における親族里親への委託は、祖父母等が扶養義務者として要保護児童を養育している中で、生活困窮の相談を入口として制度に繋がるケースの割合が多い。

（２）課題

- 児童相談所が、児童の援助方針を検討するプロセスの中で、親族里親等の制度の活用についてはまだ十分な検討がされていない。
- 制度の利用に係る要件が厳しく、制度の活用がしづらい面がある。

（３）当面の取組の方向性

- 以下について、児童相談所との間で共通認識としていくことが望まれる。
 - ・ 代替養育が必要と判断される場合、親族による養育の可能性をまず優先的に検討すること。
 - ・ 扶養義務に従い親族が養育を行う場合でも、行政が継続的に関与することで、より適切な養育が期待でき、支援が活かせる場合もあることから、親族里親制度の活用を積極的に検討すること。
- 要保護児童に対する支援において、児童相談所職員や区市町村の窓口などの地域の関係機関が、親族里親や親族による養育家庭に対する認識を持ち、

理解を深め、制度の活用を検討できるよう、制度周知を図っていくべきである。

論点3 フレンドホーム制度の積極活用

(1) 現状・これまでの取組

- 児童養護施設又は乳児院（以下、「施設」という。）に在籍する児童を対象に、週末や夏休みといった学校の休業期間などを活用して、「フレンドホーム」として施設に登録をされた家庭での交流を行い、児童が一般家庭での生活を体験できる機会としている。
- フレンドホーム制度は、家庭での生活体験が児童の健全な育成に寄与することとあわせて、社会的養護への理解をフレンドホームに促し、養育家庭制度の普及に寄与することも目的としている。
- フレンドホームへの登録や、対象とする児童との引き合わせや交流、及びそれらへの支援は、原則として施設ごとに行っている。

(2) 課題

- フレンドホーム制度の運用は各施設で行っている。里親制度とは連動しておらず、互いの制度の強みが生かされていない。
- 情緒面・行動面で課題を抱え、心理的・治療的ケアなど専門的な支援を必要とするケアニーズの高い児童が増加している。そこで、家庭での生活体験を必要とする児童のニーズに応えることが可能な制度となるよう、フレンドホームのスキルアップが必要である。
- フレンドホームへは、交流の実績により謝礼金を支払っているが、謝礼金の額は制度開始時より見直しがされておらず、里親等委託の措置費等と比して低い水準となっている。

(3) 当面の取組の方向性

- 施設でのフレンドホーム制度の運用実態やニーズ、活用状況や効果を把握

し、課題の確認を行うとともに、制度の運用方法や、児童相談所やフォスターリング機関の関与の在り方等について、検討を行う必要がある。

- 里親制度説明会等の機会を捉え、フレンドホーム制度の周知をより積極的に行っていくことも必要である。
- フレンドホームへの謝礼金について、里親等委託の措置費等を参考とした水準への見直しが求められる。

論点4 施設から里親等への措置変更の促進

(1) 現状・これまでの取組

- 里親等委託率は、学童期以降、就学前と比べると低くなっており、児童養護施設入所後の措置変更が進んでいない状況がある。

(2) 課題

- 以下について、児童相談所が行う施設措置児童のソーシャルワークの中で、十分な対応や検討が行われていない。
 - ・ 施設措置児童の養育家庭等への措置変更について、児童のニーズや関係機関の意見も踏まえた十分なアセスメント
 - ・ 毎年の自立支援計画の見直しの中で、里親等委託についての具体的な検討
- 施設から里親への措置変更後も、施設が継続的に児童に関わる仕組みなくしては、児童にとっては支援の分断となり、喪失感に繋がる。
- 児童本人や保護者にとって、里親家庭での生活に対する具体的なイメージが持ちづらいため、里親等委託の意味を感じにくく、委託への同意が得にくい。

(3) 当面の取組の方向性

- 児童相談所が施設から里親等への措置変更に対する認識を持ち、検討を行えるよう、制度理解の促進を図る必要がある。

- 児童や保護者等の里親制度への理解促進を図るための取組を実施する必要がある。
- 在籍児童の里親等委託の推進や、措置変更後の里親等への支援について、施設の持つ機能との連携の一層の推進が求められる。

論点5 大都市特性に合わせた制度運営

(1) 現状・これまでの取組

- 里親家庭の住居の床面積や部屋数といった養育環境については、法令で定めるほか、東京都において適切と考えられる独自の基準を設定している。

(2) 課題

- 児童の養育には、住居の面積や居室数など一定の基準を満たす必要があるが、高価な住居費や狭小な住宅の多さなど、大都市特有の住宅事情がネックとなることがある。

(3) 当面の取組の方向性

- 大都市特有の住宅事情を鑑みても、児童の適切な養育環境の確保という観点から、現行の基準面積程度の広さは必要であり、現行の基準を維持すべきである。
- 床面積の最低基準は遵守すべきであるが、居室数については、児童の年齢や性別等に応じた適切な環境の確保という視点を重視しつつ、柔軟な運用をしていくべきである。

論点6 ファミリーホームの設置促進

(1) 現状・これまでの取組

- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、その点、グループホームと異なる部分である。都では主に以下の基準のもと、ファミリーホームの設置及び運営が行われている。
 - ・職員配置 養育者2名（夫婦）＋補助者1名以上

ただし養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は、養育者1名＋補助者2名以上とすることができる。

・養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置き、また養育家庭として登録された者でなければならない。なお、ファミリーホームは設置主体により以下に分類される。

- ①里親型（養育家庭移行型）：養育家庭として一定の養育経験が必要
- ②施設職員型：児童養護施設等職員経験者（3年以上）が独立
- ③法人型：施設を設置する法人等がその職員を養育者・補助者として行う
（人事異動が想定されていないことが望ましい）

（2）課題

- ファミリーホームの養育者は、夫婦であることは必須の要件ではないが、現状では、養育者1名（＋補助者2名）のファミリーホームの実例は限定的となっている。
- ファミリーホームの養育者は、当該ホームに生活の本拠を置くことが求められ、法人が運営するファミリーホームは、法人にとっては、グループホームに比べて人事配置等の運営が限定的となる。
- 養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く必要があることから、職員にとって、公・私両面で社会的養護と関わることによる負担が大きい。
- 家庭養育であるファミリーホームをどのように増やしていくのか、考え方の整理が必要である。

（3）当面の取組の方向性

- ヒアリングの実施等により、ファミリーホームの運営体制等に係る現状と課題を把握し、今後の検討へ繋げることが求められる。

論点7 里親・ファミリーホームへの費用支弁

（1）現状・これまでの取組

- 児童を受託している里親等へ支弁をする措置費のうち一般生活費について

は、東京の物価水準等を鑑みて国基準に対して都独自に加算をして支弁している。

- 一時保護需要に応じていくため、一時保護所入所や児童養護施設への一時保護委託以外の取組も重要である。通学が必要な児童や、アセスメントが終了し行動観察が必要ではない児童など、養育家庭への一時保護委託の方が適している児童も存在している。
- ファミリーホームについては、常勤1名分＋非常勤2名分の人件費（定員6名の場合）相当の事務費が、委託児童数に応じて算定（現員払い）されている。

（２）課題

- 都加算を加えた一般生活費の額は、令和２年度以降同額となっている（令和７年度は別途、物価高騰対策を実施）。
- 施設・グループホームは事務費（人件費等）が定員払いであるのに対して、里親には事務費が支弁されず、ファミリーホームは事務費が現員払いとなっている。
- 措置費の支弁が、子供の最善の利益の視点に立って行われることが重要である。

（３）当面の取組の方向性

- 近年の物価高騰に応じた一般生活費の水準の向上が求められる。
- ファミリーホームについては、ヒアリングの実施等により、運営体制等に係る現状と課題を把握し、今後の検討へ繋げることが求められる。【再掲】

取組 2 里親家庭への支援の充実

論点 1 里親向け子育て支援サービスの充実

(1) 現状・これまでの取組

- レスパイトを必要とする里親等に対し、都では、原則として、養育家庭がお互いに助け合えるシステムとして、他の里親等によるレスパイトのための受入れを実施している。また、児童相談所が必要と認めた場合に限り、児童養護施設や乳児院への再委託を行っている。
- 特に、子育て支援サービスのニーズが高いと考えられる共働きの里親家庭は、養育家庭においては、登録家庭の約 7 割と高い割合になっている。

(2) 課題

- 里親間でのレスパイトは、里親家庭相互での助け合いとなるため、受け入れには限界がある。必要な場合には施設でのレスパイトも可能な制度となっており、施設が一時的に預かることで、子供にとって自立に向けた経験の一助となったり、里親が専門的な気付きを得られたりするメリットもある。しかし、施設の定員は限られており、いつでも自由に預けられる仕組みではない。
- 在宅での支援に限らない様々なニーズがあると考えられるが、現行制度では、全てのニーズに応えきれていない。
- 情緒面・行動面で課題を抱え、心理的・治療的ケアなど専門的な支援を必要とするケアニーズが高い児童であっても、里親等委託が可能となるような支援体制が求められている。

(3) 当面の取組の方向性

- フォスタリング機関に委託して実施している育児家事援助者派遣事業の拡充が求められる。

論点2 里親・委託児童・里親家庭の実子への支援の充実

(1) 現状・これまでの取組

- 里親委託後はチーム養育体制に基づき、児童相談所、フォスタリング機関、里親支援専門相談員等の関係機関が連携しながら継続的に支援を実施している。

(2) 課題

- パーマネンシー保障の考え方から、実親や親族との交流の継続や、ニーズを見定めた特別養子縁組の取組の推進が重要である。同時に、子供が権利の主体であることを踏まえて、本人の意向を尊重しながら、やむを得ず養育者が変わる場合には、子供の目線に立ち子供の最善の利益を実現するよう、子供が生活の中で関わっている人達との関係性が継続できることも重要である。
- 施設から養育家庭への措置変更の場合に、施設での生活に関わった支援者等との交流を維持する仕組みがない。
- 児童自立生活援助事業等の制度はあるが、高年齢児の養育や自立に当たっては難しい課題が多く、事例の共有や支援体制が不十分である。
- 里親だけでなく委託児童や里親家庭の実子も含めた支援が重要であるが、具体的な方法等がまだ確立されていない。
- 里親等の養育力向上に向けて、児童を受託中の家庭、未受託の家庭、ファミリーホーム、フレンドホームなど、それぞれのニーズに応じた研修体系を構築することも重要である。

(3) 当面の取組の方向性

- フォスタリング機関事業の効果検証を踏まえ、チーム養育体制の機能、役割について再検討が求められる。
- 子供のパーマネンシー保障のため、里親委託後においても、実親や親族との交流を継続的に実施することが重要である。

- 一方、実親や親族との交流が困難な児童について、様々な方法によりパーマネンシーを保障するため、生活の場が変わっても支援や交流が途切れない仕組みについて、検討していく必要がある。
- 様々な葛藤を抱える委託児童や実子も含めた養育家庭の悩みを、里親同士で共有、意見交換できるよう里親サロン等の横のつながりを引き続き支援する必要がある。

論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターの検討

(1) 現状・これまでの取組

- 全ての都児童相談所において、里親のリクルート、研修、委託中の支援、措置解除後の支援に至るまでの一貫した里親支援を行うフォスタリング機関事業を導入している。
- 法改正で里親支援センターが「児童福祉施設」として位置づけられており、フォスタリング機関事業の実績を評価し、支援の充実のために必要な機能等について、移行を含めて検討を進めている。

(2) 課題

- 児童相談所との一体性をどのように確保していくべきか検討が求められる。
- 養子縁組に関する支援については、国制度上、里親支援センターの機能に含まれていないが、フォスタリング機関事業として実施するのか、里親支援センターにおける包括的支援として位置づけるのか、整理が必要である。
- 里親支援センターの国配置基準や現在のフォスタリング機関事業による職員配置を踏まえつつ、フォスタリング機関から移行した場合に支援が低下しないよう、必要な機能を確保するための人員について精査が必要である。
- 措置費収入を踏まえた収支バランスの精査が必要である。

(3) 当面の取組の方向性

- フォスタリング機関事業の効果検証や他自治体の先行事例の分析を行うべきである。

取組3 特別養子縁組に関する取組の推進

論点1 代替養育における特別養子縁組の検討

(1) 現状・これまでの取組

- 実父母の同意がない場合にも、実父母による虐待、悪意の遺棄等、子の利益を著しく害する事由がある場合に特別養子縁組は可能であるが、例が少ないため、申立ての検討自体が少ない。
- 情緒面・行動面で課題を抱え、心理的・治療的ケアなど専門的な支援を必要とするケアニーズが高い児童は縁組成立が困難なことが多いため、特別養子縁組方針の検討自体が乏しい。
- 特に、医療的ケア児や障害児の場合、乳児院退所後の援助方針を検討した結果、障害児施設へ措置変更となる場合もある。

(2) 課題

- 実父母の同意がない場合の申立経験に乏しい。
- 縁組の成立のしやすさや同意の有無のみにこだわらず、児童のパーマネンシー保障の観点から制度を利用する際の考え方や方針の検討が十分ではない可能性がある。

(3) 当面の取組の方向性

- 特別養子縁組を用いた支援の在り方の確認を踏まえた上で、特別養子縁組の検討を含む家庭養育推進のためのフローチャート等、児童福祉司が活用できる標準化ツールの検討が求められる。
- 管理職を含め、全ての児童相談所職員がパーマネンシーの概念や子供の権利を理解し、実践に生かせるよう体系的・継続的な研修の実施が求められる。
- 民間あっせん団体と連携したマッチングや研修等でのノウハウの確認・共有を継続していくべきである。

論点2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討

(1) 現状・これまでの取組

- 令和5年度の都児童相談所の特別養子縁組成立件数36件のうち、児童相談所長による適格確認の申立は2件となっている。

(2) 課題

- 実務上どのようなケースに制度を活用するか整理がついておらず、制度を利用する際の考え方・方針の丁寧かつ明確な検討とノウハウの蓄積が必要である。

(3) 当面の取組の方向性

- 児童相談所長申立てを行った事例を類型別に分類して、事例共有システムを用いて都全体で共有すべきである。
- 特別養子縁組の申立てに関し、必要な意見聴取を行う場合に、児童福祉審議会を活用することの検討が求められる。

論点3 乳児院の体制拡充

(1) 現状・これまでの取組

- 近年、乳児院の新規入所児童における一時保護委託の割合が増えている。特に0歳児の入所はひっ迫し、厳しい状況になっている。
- 児童相談所と協力して、特別養子縁組を希望する人と養子候補児童との交流やマッチング、アフターケアなどを行うため、令和7年度から乳児院に特別養子縁組推進員の配置を開始した。
- 都内の病院による内密出産及び新生児等の匿名預かりが始まっている状況がある。

(2) 課題

- 一時保護委託の児童数が増えたことで、入所児童の入れ替わりが激しく、児童一人ひとりの特性や健康状態を把握するのが難しくなっており、児童一人当たりの関係機関との調整業務も増えている。
- 夜間に手厚い支援が必要な0歳児の受け入れが増えており、さらに夜間の緊急一時保護に対応する体制も必要になっている。
- 特別養子縁組候補児童のアセスメントやマッチング、交流には時間が掛かり、特別養子縁組推進員の役割は重要だが、都内乳児院11施設のうち、現在、4施設の配置に留まっている。
- 代替養育としての機能に加え、保護者が抱える課題などを迅速にアセスメントし適切に支援する役割が求められており、そのための体制強化が必要である。

(3) 当面の取組の方向性

- 乳児院職員の増配置を行うことで、0歳児や夜間の緊急一時保護を確実に受け入れられる体制を整えるべきである。
- 特別養子縁組を推進する専門職である特別養子縁組推進員を配置する乳児院への支援を進めるべきである。

論点4 縁組成立後の継続支援

(1) 現状・これまでの取組

- 縁組成立の審判確定後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続している。
- 生い立ちの整理などライフステージに合わせた支援について、里親登録継続者に対しては、令和4年度より縁組成立後の養親子向け個別支援プログラムを案内している。

(2) 課題

- 真実告知のタイミングに合わせた生い立ちの整理などライフステージに応じた親子支援が必要だが、支援機関とのつながりが途絶えてしまう場合がある。
- 実親の情報をどの程度、どのように子供に伝えるかは、専門機関や弁護士等の助言も重要である。
- 子供のアイデンティティーの確立のため、生い立ちの整理の的確な実施や、そのための支援のプロセスの確保、実親・親族との交流についても重要である。

(3) 当面の取組の方向性

- 縁組成立後どのような支援を受けられるのか、児童相談所職員等の支援者が養親子に説明するためのリーフレット等の作成について検討が求められる。
- 児童の生い立ちの整理や養親子向けサロンの開催等、個別の支援ニーズに合わせたプログラムの拡充が求められる。

取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進

論点1 児童相談所の体制強化

(1) 現状・これまでの取組

- 相談受理件数、虐待対応件数とも高止まりしているため、児童福祉司は新規ケースへの対応に注力せざるを得ない状況であり、支援計画の策定や進行管理が課題となっている。
- 実親が施設入所には同意するが、里親委託には子供を取られることを危惧して反対するケースがある。

(2) 課題

- 施設入所時からの家庭復帰・パーマネンシー保障を見据えた支援計画の策定や進行管理が不十分になりやすい。
- 支援計画は児童・家族の参画を行いながら作成することが望ましいが、専門的な知識・技術が必要である。
- 情緒面・行動面で課題を抱え、心理的・治療的ケアなど専門的な支援を必要とするケアニーズの高い児童が増加しており、施設から里親への移行に当たり、丁寧な支援が必要である。
- 里親委託が適当なケースに対して、実親に里親委託への正確な理解を促すことが必要である。
- 困難かつ複雑なケースに対応する児童相談所職員のメンタルヘルスを守る対策を行うことが必要である。

(3) 当面の取組の方向性

- 児童・家族が参画した支援計画作成を進めるため、高度なソーシャルワークを行う力を付けるための支援について検討が求められる。
- 家庭養育推進のためのフローチャートや実親への説明の仕方等、児童福祉司が活用できる標準化ツールの作成について検討が求められる。

- 施設のアセスメント及び心理ケア・里親への移行支援強化のため、児童相談センターが施設へのコンサルティングを実施できる体制の強化について検討が求められる。
- 児童相談所の児童福祉司等には高い専門性が求められるため、体制強化のためには、人材確保はもとより、人材の定着や育成が重要であり、確保・定着を促す取組の拡充に加えて、実践的な研修や職員へのサポート体制の充実、他機関との合同研修や相互派遣による人事交流など人材育成のための取組や、職員のメンタルヘルスを守る対策の強化も求められる。

論点２ 待機中の里親へのショートステイの委託

（１）現状・これまでの取組

- 協力家庭を確保するため、都独自に報酬を上乗せするための財政支援等を実施している。
- 区市町村の里親へのショートステイの委託を進めるため、ショートステイの協力意向を持つ里親の情報を情報提供するとともに、事務手続きのフロー図を作成している。

（２）課題

- 協力家庭を活用する自治体数及び協力家庭数共に伸び悩んでいる状況がある。
- 令和６年度は里親２２６家庭が協力意向を示しているが、活用は４２家庭に留まっている。

（３）当面の取組の方向性

- 区市町村の協力家庭を活用したショートステイの取組を促進するための取組の検討が求められる。
- 具体的には、区市町村の取組が進まない要因である「協力家庭の確保」及

び「区市町村の事務負担」を軽減する取組についての検討が求められる。

- また、里親へのショートステイの委託を積極的に行っている区市町村の取組を全ての自治体に共有する等、区市町村が適切に里親にショートステイへの委託を行うための取組について検討が求められる。

論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化

(1) 現状・これまでの取組

- 里親に関する情報や個別ケースの記録は、「東京都児童相談所情報管理システム」で一元管理をしている。
- 児童相談所（フォスタリング機関）と里親の間で、情報を共有できるツールはなく、電話が主な連絡手段となっている。

(2) 課題

- 特別養子縁組のマッチングに当たって、児童相談所（フォスタリング機関）が養子縁組里親に候補児童を紹介し、養親となる希望の意思を確認するプロセスは、全て電話連絡で対応しているが、共働きで不在にしておりなかなか連絡がつかないなど、非効率な面が存在している。
- 一方で、個人情報漏洩等の事故防止のため、メール等の自由度の高いツールの使用は不可としており、慎重な検討が求められる。
- 児童相談所及びフォスタリング機関の業務は、里親等委託の推進に伴い増大しており、業務効率化の観点からのDX化等の検討は、必要である。

(3) 当面の取組の方向性

- 個人情報の取扱いに配慮しつつ、養子縁組里親とのマッチングに係るプロセスの一部について、情報共有のDXを進め、業務の効率化について検討していく必要がある。

第4章 令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点

1 今後の検討に向けた総論

- 令和7年度においては、即座に対応すべき短期的な検討要素を中心に検討を進めてきたが、引き続き検討を要する事項について、現時点で考えられる主な論点を以下に整理した上で、令和8年度中に最終報告として改めて取りまとめることとする。
- 今後の検討に当たっては、既存の制度の枠を超えて何が必要なのか、積極的に検討していくべきである。
- 里親制度だけでなく社会的養護全体を考える中で、施設の機能を改めて整理して、何を施設に担っていただくのか検討していく必要がある。また、家庭養育をバックアップする施設の在り方・果たせる機能についても検討する必要がある。
- 区市町村中心で実施している子育て支援や予防的支援との繋がりも重要である。社会的養護だけでなく、地域における子育ての繋がりの中に里親養育も包摂され、里親制度の外との関係もソーシャルワークが進むよう、検討していく必要がある。

2 フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営

- フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的な運用方法を検討し、未受託の家庭の活躍や、マッチング率の向上を目指していくことが求められる。
また、フレンドホームとしての交流から里親委託への移行を見据えたルールやプロセスの検討が求められる。

3 包括的な里親支援体制・機能の拡充

- 継続的かつ包括的・一貫した里親支援体制の構築を目指し、フォスタリング機関の里親支援センターへの移行の検討、児童相談所との役割分担についての検討が求められる。
- 支援は里親にとどまるものではなく、委託児童や里親家庭の実子も含めた里親家庭への支援が求められる。また、休日の実親等との交流や、夜間休日

の相談支援などに対応が可能な体制についても、検討が求められる。

- 施設から里親への措置変更後も、施設等による心理ケア等の専門的支援の継続など、施設機能を活かした支援の継続の在り方や、養育者が変わる場合のパーマネンシー保障の在り方について、検討が求められる。

4 里親・ファミリーホームと社会福祉法人等との連携

- 情緒面・行動面で課題を抱え、心理的・治療的ケアなど専門的な支援を必要とするケアニーズの高い児童を受け入れる里親・ファミリーホームの確保のため、施設を運営する社会福祉法人等との、施設機能を活かした連携や家庭養育へのバックアップ体制の在り方の検討が求められる。
- 虐待によるトラウマや愛着障害等の課題、情緒面・行動面で重い課題を抱える高年齢児への対応も必要とされており、施設機能の在り方と併せて検討することが望まれる。

5 家庭養育専門チーム（仮称）の設置

- パーマネンシー保障を強化するために、実親との関係も踏まえつつ、地区担当児童福祉司、施設や里親と協働する家庭養育推進専門チーム（仮称）の設置について検討が求められる。

6 その他

- 里親制度の普及啓発については、登録家庭数の拡大に向けた関心の高い層に対するアプローチだけでなく、関心の低い潜在的な層からの掘り起こしや、社会における里親家庭への理解と支援を広げるための一般都民・民間企業に対するアプローチなど、目的とターゲットを明確にした広報の展開が求められる。
- 未受託の家庭が、経験を積みながら養育力を向上できるよう、フレンドホームやショートステイ等の里親委託以外の制度と連携した研修体系の充実が求められる。フレンドホーム登録者やファミリーホームの補助者に対する研修の仕組みについても検討が求められる。

- 養育家庭委託候補児童となりながらマッチングに至らない児童が一定数存在する現状、また不調の未然の防止の観点からも、マッチング方法の在り方について、具体的な課題整理と確認、状況改善への検討が求められる。
- 親族里親や親族による養育家庭については、児童の最善の利益の観点を踏まえた上で、知人や地域の関係者等への委託など、範囲を広げた検討も含め、委託の在り方の検討、制度活用の模索が求められる。
- 情緒面・行動面で課題を抱え、心理的・治療的ケアなど専門的な支援を必要とするケアニーズの高い児童の里親委託については、専門養育家庭への委託の在り方の検討も求められる。
- DXについては、情報共有の視点に加えて、用途や活用方針を明確にした上で、判断に先立つ分析の段階におけるAIの活用等も視野に入れた幅広い検討が求められる。
- 各論点については、都区の連携を考慮した、効率的、効果的な里親委託推進の在り方を視野に入れた検討が求められる。

参 考 資 料

委員名簿

○ 委員名簿（令和8年1月22日現在）

※敬称略、委員、臨時委員ごとに五十音順

区分	氏名	現職
委員	青木 克徳	(区長会代表) 葛飾区長
委員	秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長
委員	朝比奈 和茂	弁護士
委員	石森 博行	弁護士
委員	泉谷 朋子	聖隷クリストファー大学社会福祉学部准教授
委員	牛島 希	(都民公募)
委員長	大竹 智	立正大学社会福祉学部教授
委員	掛川 亜季	弁護士
委員	加藤 尚子	明治大学文学部専任教授
委員	鎌倉 道子	社会福祉法人聖オディリアホーム聖オディリアホーム乳児院施設長
委員	亀岡 保夫	公認会計士
委員	川松 亮	明星大学人文学部常勤教授
委員	菊地 祐子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ医師
委員	慶野 英里名	(都民公募)
委員	佐賀 豪	弁護士
委員	首里 京子	公益社団法人東京都医師会理事
副委員長	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
委員	須江 泰子	日本社会事業大学専門職大学院准教授
委員	高橋 朝子	社会福祉法人六踏園 品川景德学園施設長
委員	田中 哲	社会福祉法人子どもの虐待防止センター子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ院長
委員	常安 雅彦	東京都民生児童委員連合会副会長
委員	仲 真紀子	国立研究開発法人理化学研究所 理事長特別補佐
委員	中板 育美	武蔵野大学看護学部教授
委員	永島 恵子	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター前理事長
委員	中村 仁志	弁護士
委員	馬場 望	弁護士
委員	浜中 のりかた	東京都議会厚生委員会委員長
委員	益田 早苗	敦賀市立看護大学非常勤講師
委員	松原 直己	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター小児科医長
委員	矢藤 誠慈郎	和洋女子大学人文学部教授
委員	山屋 春恵	常葉大学保育学部准教授
委員	横堀 昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授
委員	米原 立将	流通経済大学共創社会学部准教授
委員	米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団全国療育相談センター顧問
委員	和地 仁美	(市長会代表) 東大和市長
臨時委員	四条 千賀子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事
臨時委員	長田 淳子	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院院長
臨時委員	林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授
臨時委員	堀口 美和	港区児童相談所相談援助担当課長
臨時委員	渡辺 睦美	NPO法人全国子どもアドボカシー協議会専務理事

○ 退任された委員（役職は在任中のもの）

氏名	現職	在任期間
関野 たかなり	東京都議会厚生委員会委員長	R6. 12. 5～R7. 7. 22
川上 一恵	公益社団法人東京都医師会理事	H31. 1. 9～R7. 7. 30
小林 隆猛	東京都民生児童委員連合会副会長	R5. 3. 8～R8. 1. 9

○ 専門部会委員名簿

※敬称略、五十音順

	氏名	現職
部会長	横堀 昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授
副部会長	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
委 員	牛島 希	公募委員
	慶野 英里名	公募委員
	四条 千賀子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事
	高橋 朝子	社会福祉法人六踏園 品川景德学園施設長
	長田 淳子	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院院長
	中村 仁志	弁護士
	林 浩 康	日本女子大学人間社会学部教授
	堀口 美和	港区児童相談所相談援助担当課長
	渡辺 睦美	NPO法人全国子どもアドボカシー協議会専務理事
オブザーバー	大竹 智	立正大学社会福祉学部教授

〔 第4回から 〕

審議経過

開催日	会議	審議内容
令和7年6月26日	第2回本委員会	○専門部会の設置について
令和7年7月14日	第1回専門部会	○里親等委託の推進について (現状、課題、論点案)
令和7年8月26日	第2回専門部会	○取組事項ごとの検討(取組1)
令和7年9月8日	第3回専門部会	○取組事項ごとの検討(取組2～取組4)
令和7年10月9日	第4回専門部会	○取組事項ごとの検討(取組1～取組4)
令和7年12月1日	第5回専門部会	○中間報告(案)について
令和8年1月22日	第4回本委員会	○里親等委託の推進について(中間報告)